

9月9日は「救急の日」です

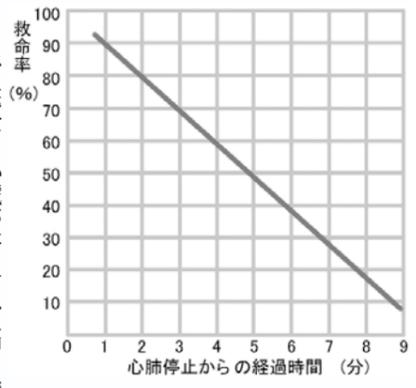


私たちの命を救う救急隊

地域の「救命力」を上げましょう

できるだけ早い心肺蘇生を

左の表は、心肺停止時間と救命率をグラフ化したものです。グラフが右肩下がりになっていることに注目してください。心肺蘇生法を開始する時間が1分遅れることに、いのちの助かる割合は7%〜10%低下していきます、10分経過してしまつと、ほぼ助からない状態となつてしまいます。



また、完全に心臓が停止し、脳に酸素が送られない状態が3〜4分以上続くと、助かつて重い後遺症が残る恐れがあります。

現場での素早い手当が命を救う

いざというとき、もしも傷病者に何も救命手当がなされなかった場合、心臓停止後約3分、呼吸停止後約10分、多量出血後約30分で死亡率は50%にもなつてしまいます。



救命装置がならぶ救急車内部

一方、救急車の到着までには全国平均で約7分、遠方や大規模な事故発生時は、さらに時間がかかる可能性が考えられます。救急車が到着する前に、現場に居合わせた人が、どれだけ早く救命手当を行えるかが、傷病者のその後の救命率を大きく左右します。

8月上旬、町内のゴルフ場で50代後半の男性がプレー中に倒れて心肺停止状態になりました。3分後にゴルフ場の職員がAEDを持って現場に到着。偶然、後続でプレーをしていた医師や救急救命士のグループが4回AEDを使用し、心臓マッサージと人工呼吸を行いました。救急隊が到着した22分後には男性の心肺機能、意識とも回復していました。居合わせた人が素早く救命手当を行い、助かった成功例です。

もし、その場に居合わせたら...

万が一、皆さんが救急現場に居合わせたら...。何をすればよいのかわからない場合でも、消防署では電話で口頭

突然の病気やけが、交通事故などは、いつ自分の身に降りかかってくるかわかりません。9月9日は「救急の日」です。「救急の日」を含む9月4日から10日の1週間は「救急医療週間」です。いざという時に備え、地域全体の「救命力」を上げましょう。

救急車の出動状況

現在、栗山の消防署には2台の救急車が配備されています。平成22年中の救急車出動件数は494件、搬送人員は474人でした。これは1日当たり約1.35件の出動となり、1年間に町民28人に1人の割合で、救急車を利用していることとなります。搬送者のうち軽症者は41%、中程度の症状が34%で、重症者は25%となっています。

通報は慌てず、できるだけ正確に

平成17年から携帯電話からの119番通報が、直接、栗山の消防署に入るようになりました。南空知4町からの携帯電話による通報は、栗山の消防署へつながらず各消防支署に転送されます。通報時は、慌てず、正確な場所、目標物、詳しい状況などを次のとおり伝えましょう。

- ①「救急です」とはっきり伝える
- ②住所は正しく、詳しく伝える(目印になる、建物や公園などを伝える)
- ③病気の症状や怪我などの状況を正確にわかりやすく伝える(傷病者の人数、性別、年齢、容態など)



119番通報を受ける消防署の通信指令室

増えていますAEDの設置!

現在、町内の施設には消防署で確認しているだけで26台のAEDが設置されています。AEDは使用の際、音声ガイドにより処置をしていきますが、いざという時皆さんは大丈夫ですか?



- 児童センター
- 町内小中学校5校
- 栗山中学校武道場
- 栗山高等学校
- 町立介護福祉学校
- スポーツセンター
- 図書館
- カルチャープラザ「Eki」
- 総合福祉センター「しやるる」
- 角田改善センター・南部公民館
- 栗山警察署
- 栗山赤十字病院
- 高橋歯科医院
- ハローENJOY
- サンヴィレッジ栗山
- にしみこどもクリニック
- パーラーハビン栗山店
- ㈱エクスセルシヤノン栗山工場
- そらち南農業協同組合
- 北海道電力(株)栗山営業所
- ㈱エバーグリーン

救急講習に参加しましょう!

突然の病気やけがは、いつ襲ってくるかわかりません。家族や身近な人が突然目の前で倒れた時、大切な命を救うためにAEDの使用法と心肺蘇生法の基本を学びましょう。

日時 9月4日 午後1時〜3時
場所 ホテルパラダイスヒルズ
受講料 無料
内容 救急隊によるAEDの取り扱い、心肺蘇生法、応急措置など
どの講習
問い合わせ 消防署生活安全課
☎0150

※消防署では、ご希望によりAED講習などを行います。地域全体の救命力を上げるため、皆さんの積極的なご利用をお願いします。



昨年のAED講習の様子

※AEDを新たに設置されている事業所がありましたら、消防署へご一報を!

自治基本条例 の検討が始まりました。

住み良い栗山町をつくる、まちづくりの基本ルールを考える。

町では、自治の主役である町民と、議会、行政の三者が協力し、住み良いまちづくりを進めていくための基本的なルール=自治基本条例の策定に向けた検討を進めています。自治基本条例は、町民の町政への参加や、議会・行政それぞれの運営のルールなどを定めた「まちの憲法」とも言われるものです。現在、公募町民による「くりやまの自治基本条例をつくる会」や町職員研究チームなどで調査検討が進められていますが、今後、より多くの町民の皆さんとの議論の場を設けながら条例づくりを進めていきます。

◎「条例」とは？
市町村が国の法律などに違反しない範囲で、議会の議決を経て制定する自治体版の「法律」です。

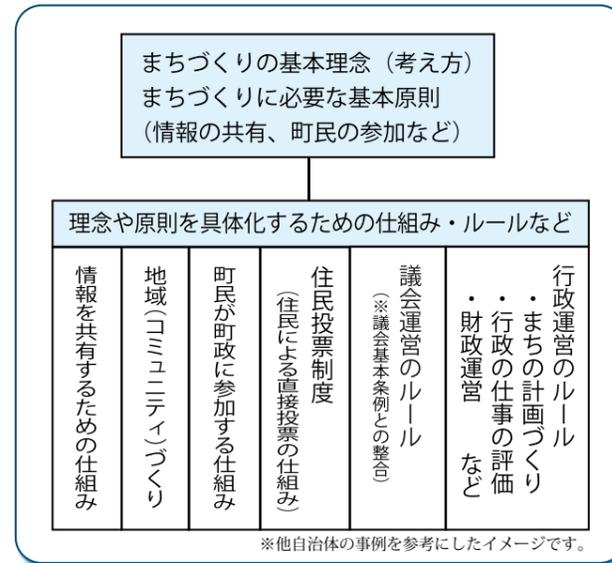
自治基本条例とは

自治基本条例は、町民・議会・行政が協力してまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めるものです。具体的には(図1)のイメージ例の様に、まちづくりの基本理念や、行政(役場)の仕事の進め方、町民が町政に参加できる仕組み、さらには、民意を直接投票で問う「住民投票制度」など、まちの運営の仕組みを明らかにし、自治の主役である町民の皆さんが今まで以上に参加でき、納得できるまちづくりを進めるために自治体独自のルールを定

なぜ条例が必要か

地方分権時代が到来し、国が地方の仕事のやり方を指示してきた時代は終わりを告げました。国と地方、つまり国と町とは、上下の関係から、対等・協力の関係へと変化し、町の運営は「自己決定・自己責任」が基本となったのです。厳しさを増す財政状況の中、将来を見据え、限られた町の資源をどこに投資するのかわかりにくく残るのか、議会や行政はもちろん、一人でも多くの町民の皆さんの参加と合意によりまちづくりを進める必要があります。そのためには、まちづくりの進め方の基本ルールを定めた自治基本条例が必要と考えています。条例をつくること自体で町が良くなるものではなく、『まちの憲法』として広く理解され、尊重されることにより始めてその意義が生まれるものです。

(図1) 自治基本条例に定められる内容の一例



町民参加で検討を進める

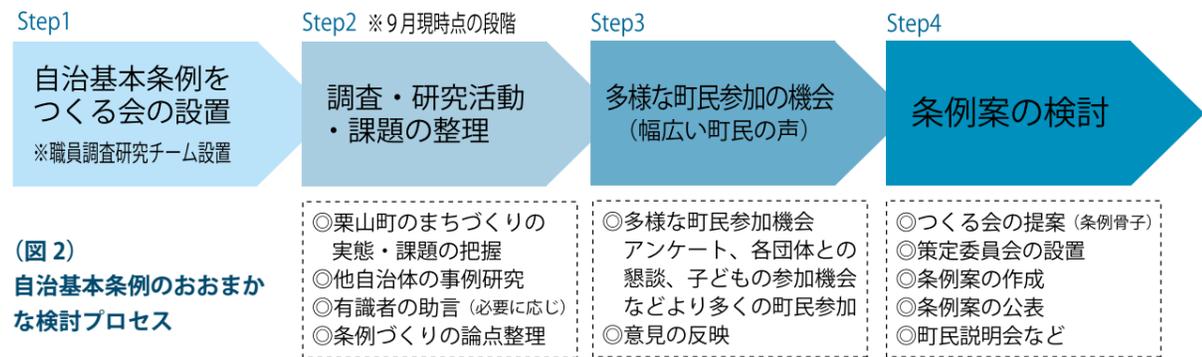
町では、平成23～24年度の概ね2カ年の中で、多くの町民の皆さんとの議論を中心に検討を進めていきます。(図2)の検討プロセスのとおり、町政の実態・課題把握、他自治体の事例など、調査・研究の段階から「くりやまの自治基本条例をつくる会」を設置して検討を進め、論点を整理した後、年明け以降、各団体との懇談会やアンケート調査など、幅広い町民の皆さんに参加いただく機会を設ける予定です。また、つくる会からは、多くの町民の声を踏まえた検討の成果として提案を受け、条例案づくりの基礎とします。

◎役場職員の調査研究チームを設置

町では、自治基本条例の検討にあたり、所属に限らず、多角的な視点を持つ職員の参加を得ながら調査研究活動を進めるため、公募職員によるプロジェクトチームを編成しました。30～40代の職員8人が参加し、「自治基本条例をつくる会」と足並みをあわせ、職員の視点からも調査研究活動を進めています。



平成23年度～平成24年度の概ね2カ年での検討・条例案作成



くりやまの自治基本条例をつくる会

活動中!!

町民が考える自治基本条例づくりを目指して

6月17日から、公募町民12人により活動を開始した「くりやまの自治基本条例をつくる会」では、これまでに5回の会合を持ち、総合計画をはじめとする行政運営の実態など、条例づくりの基礎となる課題と論点の整理を進めてきました。次号以降、テーマごとにつくる会での議論の要点を連載でお知らせしていきます。

◎なぜ、自治基本条例が必要か?…つくる会の声

→地方の自己責任・自己決定の時代、限られた財源をどこに投資するか、町民参加で決めるルールが必要
→国の方針や町のリーダーが変わっても、町民が参加できる仕組みなど、基本的なルールは変わるべきではない。その基本的なルールを条例で明確にすべき。

回	日程	主な内容
1	6月17日	◎代表・副代表の選任 ◎会の名称・目標設定など
2	6月30日	◎条例の構成・イメージ共有 ◎当面の検討テーマ設定
3	7月14日	◎「総合計画と財政運営Ⅰ」 (町行政運営の実態把握)
4	7月28日	◎「総合計画と財政運営Ⅱ」 ◎計画の位置づけ、策定手法、 進行管理などのグループ討議
5	8月11日	◎「町民自治・町民参加Ⅰ」 (町民参加機会の実態把握)

つくる会代表 高橋 慎さん(松風4)

町の公募を受けて、町民の目線で自治基本条例づくりをしたいと思い、つくる会に参加しました。私としては、自治基本条例は、より多くの町民が納得できる「合意形成」のもと、議会、行政と協力してまちづくりを進めるために必要なルールと考えています。もちろん12人のメンバーだけで考えるものではなく、多くの町民の皆さんと共に議論しながら、広く理解され、栗山町に合った条例づくりに私なりの役割を果たしたいと思っています。



生活と環境

安全・安心なまちを目指して

【問い合わせ】 町環境生活課

環境対策グループ ☎ 7511

生活安全グループ ☎ 7510

秋の全国交通安全運動

■期間 9月21日(水)～9月30日(金)
■年間スローガン
ストップ・ザ・交通事故死

～めざせ安全で安心な北海道～

■運動の重点目標

- ・高齢者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- ・居眠り運転による交通事故防止
- ・全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
- ・飲酒運転の根絶

交通安全祈願。パークゴルフ大会

日時 9月14日(水) 午前9時～
場所 栗山ダムパークゴルフコース



参加料 1人 1000円
競技方法 36ホールストロークプレー
締め切り 9月7日(水)

未来の森づくりに参加を!

栗山町には、町の面積の約50%を占める10,500haの森林があり、この恵まれた森林を未来へつなぐため、山づくりを行っています。

森林は、木材としての役割だけでなく、おいしい空気や水を育んだり、山崩れなどの災害を防ぐ働きをしています。また、野生動物との出会いを身近に楽しめるのも森林の素晴らしさです。

ぜひ、この機会にみなさんも未来の森林づくりに参加しませんか？

恵まれた森林を未来へ

北海道では、平成19年度より企業と市町村とのコーディネートのもと森林整備に結びつけることを目的として、「ほっかいどう企業の森林づくり」を制度化しました。平成23年までに15の企業が20市町でおよそ100haの森づくりに取り組んでいます。

町では、森林整備の一つの手法として、「ほっかいどう企業の森林づくり」制度に賛同し、生活協同組合コープさっぽろとの協働による森林づくりに取り組むこととし、町とコープさっぽろによる「北海道企業の森林づくり」の協定調印式が8月30日に空知総合振興局で行われました。これから北海道とコープさっぽろと、そして町とが連携し「コープ未来の森づくり」を始めることになりました。

「コープ未来の森づくり」は、町有林

美幌町で行われたコープ未来の森づくりの様子



主催 くりやま駅前通り商店街協同組合

問い合わせ先 栗夢プラザ ☎ 5515
クリーンセンター ☎ 3200

野良猫の餌付けはやめましょう



野良猫の苦情が多く寄せられています。知らない猫が自宅の敷地でフンや尿をするのは、家庭菜園やガーデニングをされる方にとっては頭が痛いことです。そういう苦情の原因は、近所の人に餌付けされた野良猫がほとんどです。

野良猫への餌付けは、都市部では社会問題になっています。安易な餌付けは、それらの繁殖を助け、「捨て猫」を助長させます。与えた本人は良かれと思っても、ただ、エサを与えるだけでは野良猫をますます増やすだけで、よい解決策とは言えません。

餌を与えた時点で、その猫に対するある程度の責任が発生すると考えるの地1.14haに毎年450本のミズナラ(どんぐりの木)を5年間植樹します。その後の下草刈りを含めると、延べ9年間森づくりの協力をいただきます。また、NPO法人ウッドネット北海道では、地球温暖化抑制など環境保全活動の一環として、平成20年度から栗山町の町有林地にてミズナラやクルミ、ヤナギなど毎年50本を植樹しています。

が妥当です。一時的に「かわいそう」「猫を守りたい」と感傷的に考え餌を与えるなら、いつそ、ご自宅の中で飼ってもらえたら苦情も減るかもしれません。もし最後まで世話をしたり育てる意思がないのなら、簡単に手を差し伸べるべきではありません。中途半端に野良猫に関わることはやめましょう。

建物火災が多発しています

最近、町内で火の気の無い建物からの火災が相次いでいます。平成22年消防庁消防白書では出火原因のトップは13年連続で放火によるものです。放火に遭わないために、次のことに注意しましょう。

- ・家の周りや各施設のまわりには燃えやすい物を置かない。
- ・門扉、物置、車庫の戸締りの徹底。
- ・ゴミは収集日に決められた場所に出す。
- ・住宅から離れている納屋、物置がある場合は見まわりの徹底を。

皆さんで火の用心を心がけましょう。

問い合わせ 消防署生活安全課

☎ 70150



4年目となる今年は、9月4日と25日の2回にわたり植樹をします。特に25日は(国)国土緑化推進機構の「緑の基金」を活用して約300本の植樹を予定しており、皆さんのご協力が必要としていきます。

この秋に行われる2つの植樹事業。未来へつなぐ森林づくりに、ぜひ、皆さんもご参加ください。

「コープ未来(あした)の森づくり」植樹祭

■日時: 10月1日(土)
11:00～12:00



■場所: 栗山町字桜山町有林地内
■内容: 植樹体験ほか
■用意するもの: 作業しやすい服装、雨具
■参加料: 無料
■申込期限: 9月15日(木)
■申込み・問い合わせ: 町産業振興課農業振興グループ ☎ 7515 (ダイヤルイン)

NPOウッドネット北海道 植樹活動

■日時: 9月25日(日)
10:00～12:00



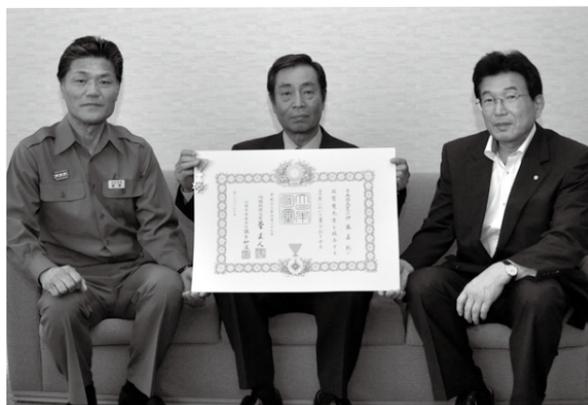
■場所: 栗山町字大井分町有林地内
■内容: 植樹体験ほか
■用意するもの: 作業しやすい服装、雨具
■申込期限: 9月15日(木)
■申込み・問い合わせ: NPO法人 ウッドネット北海道栗山支部 ☎ 7961



おめでとうございます



瑞宝双光章*伊藤嘉紀さん



危険業務従事者叙勲で南空知消防組合の元消防長伊藤嘉紀さん（松風3）が瑞宝双光章（消防功労）を受章し8月1日、役場で伝達式が行われました。伊藤さんは昭和41年に消防士となり、以来平成19年まで41年の長きにわたり消防業務に従事。本町の消防行政推進に尽力されました。この日、空知総合振興局の佃地域政策部長が役場を訪れ、伊藤さんに勲記と勲章が手渡されました。伊藤さんは「皆さんにお世話になりいただくことができました」と話していました。

道路交通安全推進委感謝状*トラック協会南空知支部



ゆうせい運輸（旭台）の佐藤清夫社長が支部長を務める札幌地区トラック協会南空知支部へ、北海道交通安全推進委員会より感謝状が贈られました。同支部は7年前から毎年継続的に交通遺児の育英事業へ募金。総額約80万円が交通事故によって親を失ってしまった子どもたちのために役立てられていました。8月3日、役場応接室で同委員会三田村次長より感謝状を手渡された佐藤支部長は「会員皆の意志で続けることができました。これからも活動を続けていきたいです」と話していました。

平成23年度 総合防災訓練

栗山町では、各種災害を想定した総合防災訓練を実施し、防災に関する知識と技術の向上、連携の強化を図ります。消防団による水防訓練や、消防署による消火訓練・AED講習などが行われます。各種災害体験や展示コーナーも用意されていますので、ぜひ、体験してみてください。

- 日時：9月11日(日)
9:00～12:00 ※小雨決行、悪天候中止
- 場所：ふじ団地広場（富士）
- 訓練内容
 - ・避難訓練・救護訓練・水防訓練・消火訓練
 - ・AED講習 など
- 災害体験
 - ・豪雨・暴風雨体験 ・災害伝言ダイヤル体験
 - ・煙体験
- 展示コーナー
 - ・非常時の持出品などの展示
 - ・火災報知機展示
 - ・自衛隊の車両およびパネル展示



火災予防作文コンクール



太田愛華さん

高野瀬紫苑さん

平成23年度火災予防作文コンクールの表彰が8月22日に栗山小で行われ、優秀作品に選ばれた同小4年の高野瀬紫苑（しおん）さんと太田愛華（あいか）さんに表彰状とトロフィーが贈られました。表彰状を手に高野瀬さんは「消防署の人たちがいつも仕事をしてくれていることを書きました。優秀賞をもらえて嬉しいです」と、太田さんも「賞状とトロフィーがもらえて嬉しいです。家に飾っておきます」と2人とも笑顔で話していました。

耳マークを 「存知ですか？」



右の図柄は「耳マーク」といい、耳の不自由な方が「自分の耳が不自由であること」を表すのに使われます。
自治体や病院などでは、このマークを掲示することで「利用者から申し出があれば必要な援助を行う」という意思表示に用います。
町では、窓口にこの耳マークを設置しています。耳の不自由な方からの申し出により、筆談での対応なども可能です。



「ミニニティ助成金で 「子ども用神輿」を購入しました



栗山神輿会「東風梅」では、(財)自治総合センターのミニニティ助成事業により「子ども用神輿」などを整備しました。
この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のミニニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。
今回の整備によって、町内の夏祭りや秋季例大祭など町の行事の際に、子どもたちが神輿を担ぐことで郷土文化の継承や地域活性化に寄与することが期待されます。

ピンクの栗夢カードを 利用されている皆さまへ



子育て応援。ハンドレット リニューアルのお知らせ!!

子育て支援プレミアムハンドレットが9月1日よりリニューアルします。
プレミアム特典が受けられる店舗が48店舗へと増え、今まで以上に充実した特典の内容となっております。

「ピンクの栗夢カード」の 会員資格拡大のお知らせ

9月1日から会員資格を拡大しました。
現行 小学生以下のお子様をお持ちのご両親
(小学校卒業年の3月31日)
拡大後 中学生以下のお子様をお持ちのご両親
(中学校卒業年の3月31日)
※2人以上のお子様がいいらっしゃる方は1番下のお子様が中学校卒業するまで有効です。

まだ「ピンクの栗夢カード」を持ってない方はまちの駅「栗夢プラザ」へ!!
■申込・問い合わせ
まちの駅「栗夢プラザ」
☎55515

表8 特別職の給与などの状況

(平成23年4月1日現在/円)

区分	月額	期末手当
給与	町長	706,400
	副町長	597,550
	教育長	580,500
		6月期 1.875カ月分 12月期 2.025カ月分 計 3.90カ月分
報酬	議長	300,000
	副議長	239,000
	議員	196,000
		6月期 1.875カ月分 12月期 2.025カ月分 計 3.90カ月分

(注) 町長、副町長、教育長の給料月額、町長は20%、副町長は15%、教育長は10%を減額しています(ただし、期末手当は給料月額の減額率を適用していません)。

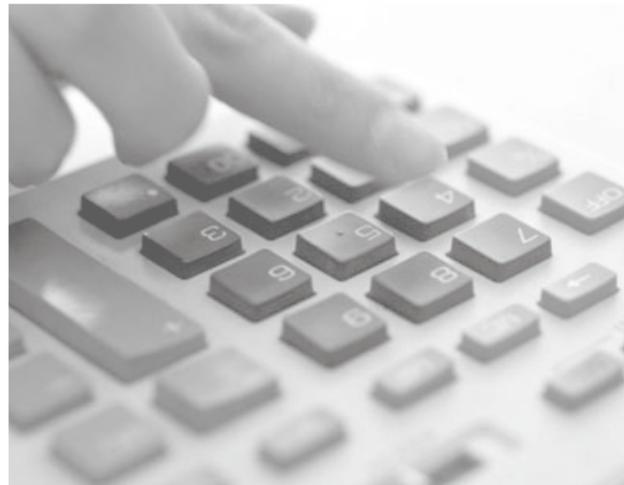


表7 部門別職員数の状況

(各年4月1日/人)

区分	部門	職員数			対前年増減数		
		21年	22年	23年	21年	22年	23年
一般行政 部門	議会	3	3	3	—	—	—
	総務企画	29	34	36	▲2	5	2
	税務	9	9	9	▲1	—	—
	民生	38	27	28	▲2	▲11	1
	衛生	4	4	4	▲1	—	—
	労働	1	1	1	—	—	—
	農林水産	11	10	10	▲1	▲1	—
	商工	5	5	5	—	—	—
	土木	9	10	8	▲2	1	▲2
	小計	109	103	104	▲9	▲6	1
特別行政 部門	教育	27	26	25	▲2	▲1	▲1
	小計	27	26	25	▲2	▲1	▲1
公営企業 等部門	水道	5	5	5	—	—	—
	下水道	3	3	3	—	—	—
	その他	13	12	12	—	▲1	—
	小計	21	20	20	—	▲1	—
合計	157	149	149	▲11	▲8	—	

【職員数の状況】

平成23年4月1日現在の職員数は149人で昨年と増減ありません。5年前の平成18年4月と比較すると32人の減となっています。

なお、職員数とは、地方公務員の身分を持っている職員の人数で、退職者や派遣者は含まれますが、臨時職員や非常勤職員は除かれます。

表9 職員手当の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	手当の内容					
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当	【職員手当】		
	6月期	1.225カ月分	0.675カ月分	職員手当には、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などがあります。		
	12月期	1.375カ月分	0.675カ月分	期末・勤勉手当は、民間賞与にあたる手当てで、町職員の場合、期末手当は年間で2.60カ月分、勤勉手当は1.35カ月分が支給されます。		
	計	3.95カ月分		※平成19年度より役職加算(5%~15%)を凍結		
扶養手当	世帯の形態		配偶者	1人目	2人目	3人目以降
	扶養親族である配偶者を有する場合		13,000円	6,500円	6,500円	6,500円
	配偶者がいない場合			11,000円	6,500円	6,500円
住居手当	借家 月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に、家賃額に応じて21,000円を限度に支給		通勤手当	自動車等利用者 通勤距離に応じて1,600円(2km~5km)~19,600円(60km以上)		
	自宅 7,500円(新築または購入日より5年間)			交通機関利用者 運賃額は55,000円を限度に支給		

栗山町職員の給与と職員数の状況を、町民の皆さんにご理解していただくため、その内容をお知らせします。

職員給与は、その職務に応じた給料と諸手当から構成されており、「職員の給与に関する条例」に基づき支給されています。

表3 職員の経験年数別平均給料月額

(平成23年4月1日現在/円)

区分	経験年数	経験年数		
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	260,400	291,000	345,800
	短大卒	237,200	283,800	—
	高校卒	230,300	264,900	300,300

表4 職員の平均給料月額

(平成23年4月1日現在/円・歳)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,900	42.7
技能労務職	282,500	54.8

表5 職員の初任給の状況

(平成23年4月1日現在/円)

区分	栗山町	国
大学卒	163,590	172,200
高校卒	133,095	140,100

表6 一般行政職などの級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な業務内容	主事 管理栄養士	主事 保健師	統括・主査・技師 主事・社会教育主事 教員・調理員 介護支援専門員 保健師・保育士	統括 主査	課長 局長 主幹 参与	課長 次長 局長・室長 副校長・主幹	
職員数	2人	4人	81人	36人	11人	15人	149人
構成比	1.3%	2.7%	54.4%	24.2%	7.4%	10.0%	100.0%
備考 (H22)	—	9人	76人	37人	16人	11人	149人
	—	6.1%	51.0%	24.8%	10.7%	7.4%	100.0%

職員給与 お知らせします

表1 人件費の状況(平成22年度決算見込み)

地方財政状況調べ/普通会計

歳出総額(A)	人件費(B)	人件費比率(B/A)
82億2,770万6千円	13億2,501万3千円	16.1%

【人件費】

人件費とは、一般職員や特別職(町長、副町長、教育長、議員など)に支給される給料や報酬のほか、事業主が負担する健康保険や退職手当といった共済費なども含まれます。

表2 一般職員給与の状況

(平成23年度一般会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
131人	4億8,239 万5千円	8,059万 3千円	1億7,215 万2千円	7億3,514 万円	562万円

【給与費】

給与費とは、人件費の中の一般職員給料と諸手当の合計です(事業主負担共済費は除く)。

(注)「がんばる栗山プラン21」に基づき給料の5%を削減し、住居手当、通勤手当についても、独自削減を実施しています。